

川 棚 町 分 別 収 集 計 画

平成25年4月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ東彼地区保健福祉組合（以下「組合」という。）の最終処分場は残余容量が約9年分しかなく、将来に向けて厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルすることにより最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2 構成町

- ・東彼杵町
- ・川棚町
- ・波佐見町

3 基本的方向

組合並びに組合を構成する東彼杵町・川棚町・波佐見町が協力し、この計画を推進する。

計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- ・ごみの発生及び排出の抑制を行い、排出されたごみは可能な限り資源化し、最終処分量の少ない社会づくりを目指す。

4 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

5 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、アルミ、スチール、無色ガラス、茶ガラス、その他のガラス、紙パック、段ボール、PETボトル、その他のプラスチックを対象とする。

6 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	1,039 t	1,049 t	1,058 t	1,068 t	1,078 t

7 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ゴミ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の推進

買い物袋の持参の推進のための啓発、指導をはかり、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を行う。

8 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、組合が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	金属・空き缶・陶器
主として ガラス製の容器 ——— 無色のガラス製容器 ——— 茶色のガラス製容器 ——— その他のガラス製容器	ビン・ペットボトル
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのも	ビン・ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主として鋼製の容器包装	42 t	42 t	42 t	42 t	42 t
主としてアルミニウム製の容器包装	18 t	18 t	18 t	18 t	18 t
無色のガラス製容器	28t (28 t)	28t (28 t)	28t (28 t)	28t (28 t)	28t (28 t)
茶色のガラス製容器	44t (44 t)	44t (44 t)	44t (44 t)	44t (44 t)	44t (44 t)
その他のガラス製容器	25t (- t)	25t (- t)	25t (- t)	25t (- t)	25t (- t)
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	6 t	6 t	6 t	6 t	6 t
主として段ボール製の容器包装	31 t	31 t	31 t	31 t	31 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	26t (- t)	26t (- t)	26t (- t)	26t (- t)	26t (- t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	78 t (- t)	78 t (- t)	78 t (- t)	78 t (- t)	78 t (- t)
(うち白色トレイ)	4 t (- t)	4 t (- t)	4 t (- t)	4 t (- t)	4 t (- t)

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や住民団体についても引き続き、集団回収を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ	金属・空き缶・ 陶器類	組合による定期 回収 (月1回)	組合
	スチール			
ビン	無色ガラス	ビン・ペットボトル類	組合による定期 回収 (月1回)	業者委託
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
プラ スチ ック	ペットボトル	ビン・ペットボトル類	組合による定期 回収 (月1回)	業者委託
	その他のプラス チック	ペットボトル以外の プラスチック製 容器包装	組合による定期 回収 (月1回)	
紙	紙パック	飲料用紙パック	組合による定期 回収 (月1回)	組合
	段ボール	ダンボール	自己搬入	組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

組合は、当面、「缶」については、組合の不燃物処理設備で選別・圧縮・保管を行い、「びん・ペットボトル」については、委託業者のリサイクル施設で選別、圧縮・保管するが、紙パック・段ボール製容器包装、及びその他プラスチック容器包装の分別収集の実施を見据え、ストックヤードの整備（確保）について検討する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
（法第8条第2項第7号）

- ・自治会等住民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。